

平成 29 年 4 月 11 日

新たな地域支援事業の更なる展開と地域共生社会の推進に向けて

新地域支援構想会議

新地域支援構想会議では、平成 27 年度の新しい地域支援事業の創設にあたり、「新地域支援構想」を提言するとともに、平成 28 年には、制度開始後の状況を踏まえて課題や留意事項を整理し、関係者に向けて発信しました。

本年 2 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されましたが、この法律案には、地域における助け合い活動を推進する内容が含まれています。地域づくりの重要性をあらためて与野党間で共有し、助け合い活動の推進につながる国会審議となることが、望まれます。

あわせて、新たな地域支援事業の実施にあたっての課題や法律案に期待することについて、下記のとおり取りまとめましたので、国や自治体、生活支援コーディネーターをはじめ、助け合い活動を推進する幅広い方々にお読みいただき、ぜひ今後の展開の参考にさせていただきたいと考えます。

記

1 新たな地域支援事業の更なる展開

(1) 地域づくりの視点の重要性

- 新たな地域支援事業は、助け合いのある地域づくりをめざすものであり、ガイドラインに示されているサービスの類型にとらわれることなく様々な形で助け合いを広げることが重要です。
- 事業推進にあたっては、「行政が決めて地域に下ろす」のではなく、「行政と住民が一緒に考え、協力して創り出す」という姿勢が求められます。
- しかし、国から都道府県、市町村へ伝わる中でこうした視点が薄れ、要支援者に対するサービスの「受け皿づくり」が目的化される状況が見受けられます。
- また、市町村による取り組みの格差、取り組みがすすんでいない市町村の存在など、解決すべき課題も浮き彫りとなっています。
- 市町村がしっかりと本事業の趣旨を理解し、住民や地域の助け合い活動団体等の関係者と協働して事業を推進できるよう、国においても地域づくりの視点の重要性を改めて周知していただきたいと考えます。
- また、今般の法律案により、国や都道府県による市町村支援が法律上も明記されることとなりますので、これに基づき積極的な支援が求められるところです。

(2) 高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進

- 地域の助け合い活動は、支え手に回る元気な高齢者の存在が重要です。高齢者は、支え手に回ることで、社会参加を通じた介護予防の効果も期待できます。
- 地域づくりを進める上では、こうした観点を明確に持ち、例えば、高齢者が子ども食堂の運営に携わるような食を通じた共生の居場所づくりの好事例が広がっていくことで、地域づくりと高齢者の健康づくりが進むものと考えます。
- 一方、地域の助け合い活動は担い手の高齢化が進み、新たなニーズに対応するには厳しい状況があります。国や都道府県は、高齢者の社会貢献の意義や助け合い活動の広報に積極的に取り組むことが望まれます。

2 地域共生社会の推進

(1) 地域共生社会の推進の必要性

- 高齢者への支援を行う中では、例えば、障害を有する高齢者や、高齢者のいる世帯内に課題を抱えた障害者や児童がいる場合など、複合的な課題を抱えているケースが少なくありません。
- こうした方々へ適切に支援を行うためには、制度による縦割りでは不十分であり、複合的な課題を抱える方々へ適切な支援を提供する制度環境を整えることが必要と考えます。
- 本法律案には、こうした包括的な相談支援体制づくりを推進していく旨の内容が盛り込まれているところであり、この考え方を踏まえた取組の推進が求められます。

(2) 共生型サービスの必要性和留意点

- 本法律案に盛り込まれている、高齢者、障害者等が同一の事業所でサービスを受けられるような制度を整備することは、制度の縦割りを越え、サービスの多様性に繋がるものと評価できます。
- ただし、高齢者や障害者の中には、それまでのサービスの継続を希望する方や、他制度の利用者と同じ場で支援を受けることが必ずしも適切ではない方もあり、制度整備には、個々の選択に応じられる手厚い配慮も必要と考えます。
- 対象者を制度に当てはめるのではなく、あくまでも本人のニーズを起点として、必要なサービス環境を検討するという視点で、この共生型サービスを活用していくことが重要です。

(3) 住民の主体的な取組の重要性

- 現在、国においては、地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進しており、本法律案では、地域福祉の理念に住民や福祉関係者が連携して複合的な地域生活課題に対応することが位置付けられるとともに、市町村による住民の地域福祉活動参加への環境整備や包括的な相談支援体制づくりが盛り込ま

れました。

- これらは、地域における助け合い活動を後押しするうえで大きな意義があるもので、今後、各自治体において地域福祉計画に盛り込むなど、助け合い活動の基盤整備を着実に推進することが望まれます。
- 一方で、新たな地域支援事業を進める中では、住民に対する生活支援サービスの担い手としての行政等の期待に対して、財政難を背景とする「押し付け」や「肩代わり」との受け止め方が住民側にあるとともに、制度の中での活動に伴う制約への戸惑いの声も聞こえてきます。
- このため、行政や支援者等には、地域共生社会の理念を住民にできるだけ分かりやすく伝え、住民の主体的な参加を呼び掛けていくことが求められます。
- また、地域に助け合い活動を広げていくためには、行政や支援者等からの一方的な依頼や指示によるのではなく、住民自身が地域の課題に気づき、自ら課題解決のための活動を考え、自主的・主体的に取り組むプロセスが欠かせません。
- 行政や支援者等には、こうしたプロセスに丁寧寄り添うとともに、具体的な活動にあたっては、柔軟性や双方向性といった助け合いに基づく活動の特性が十分発揮されるよう、住民の自主性を最大限尊重し、主体的に取り組めるよう支援することが求められます。